

## 6 施設・設備、図書館

[現状の説明] (「評価の視点」6-1 から 6-10)

(教育の形態に即した施設・設備)

**6-1 講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか(「専門職」第 17 条)。**

講義室、演習室、その他、法科大学院の主要な関連施設・設備は、法科大学院棟 (24 号館) に集約的に設置・整備されている。法科大学院棟は、面積約 3,300 m<sup>2</sup>、地下 1 階、地上 3 階建てで、地下に図書室・書庫・e-Learning 管理室などの資料・情報関係施設、1 階に講義室(4 室)・演習室(2 室)・法廷教室・リーガルクリニック室・事務室兼講師控室などの授業関係施設、2 階に学生自習室(4 室、計 168 席)・リフレッシュスペースなどの学生関係施設、3 階に教員研究室(15 室)・会議室(2 室)の教員関係施設のほか、演習室(2 室)・パソコン演習室を配置している。

また、「横浜弁護士会・神奈川大学みなとみらい法律相談所」が行う法律相談事業用の施設として、横浜みなとみらい地区にある「KUポートスクエア」内に法律相談室(共用施設)を置いている。

設置認可時に、本研究科の設置理念である「地域密着型法曹」養成のための研究・教育拠点として計画された「地方自治センター」と「国際人権センター」については、本学法学研究所(法学部の全専任教員及び本研究科の全専任教員によって構成される研究機関で、現在の所員は 48 名)の内部組織として開設され、24 号館地下 1 階に各 1 室の専用スペースを確保している。両センターの運営に関しては、それぞれ、センター長及び本研究科教員を含む 4 名の運営委員からなる運営委員会を置き、その事業活動の推進にあたっている。本研究科と連携した両センターの事業として、リーガルクリニックにおける自治体関係及び在日外国人の人権関係の法律相談に際し、適宜、事例検討会(本研究科の学生も参加できる)やスタッフセミナーを開催するほか、公開の講演会などを実施している。

(添付資料 2-11『法務研究科学修スタートガイド 2012』(神奈川大学横浜キャンパス 24 号館各階平面図参照))

(自習スペース)

**6-2 学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか。**

学生自習室は以下のように、在学生用と研修生用に分かれている。

在学生用自習室(3 室、計 126 席)は、法科大学院棟 2 階に、収容定員に対して十分な余裕をもって用意されており、現在の在学生数に対しては、1 人当たり約 8 m<sup>2</sup>の面積が確保されている。学生全員に机・椅子、鍵つきキャビネットなどが割り当てられ、各部屋の出入口は、暗証番号式のキーにより開閉ができる。

また、2007(平成 19)年度から、修了者を対象とする「法務研究科研修生」制度が設けられているが、これら研修生用には、同じく法科大学院棟 2 階の自習室 1 室(42 席)を共用スペースとして確保し、さらに、専用の鍵つきロッカー(54 名分)を 1 階に設置している。

自習室の利用時間は、在学生用、研修生用を問わず、また、土曜日、日曜・祝日、大学の休業期間中を問わず、8:00~23:00 であり、十分に確保されている。また、安全面でも、法科大学院棟が、守衛所とは、道を挟んで斜め向かいの近接した位置にある上、日中・夜間ともに守衛による巡回を行っていることから、十分な配慮がなされているといえる。

(研究室の整備)

**6-3 各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか。**

教員研究室は 15 室(1 室約 20 m<sup>2</sup>)あり、すべての専任教員に個別研究室が割り当てられている。1 室当たりの面積は、他の学部専任教員の研究室とほぼ同等であり、現状においては十分なスペースといえる。

(情報関連設備及び人的体制)

**6-4 学生の学習及び教員による教育研究のために必要な情報インフラストラクチャー及びそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。**

学生の学習のための情報関連設備としては、パソコン演習室、情報機器(パソコン9台ほか)を設置した資料準備室、e-Learning 管理室が配置されており、講義室はすべて、e-Learningを使用した双方向的な授業のサポートやそれに必要な教材の提供ができる仕様となっている。パソコン演習室にはパソコン25台が備えられ、授業時以外であれば、開室時間(休日を除き月曜～土曜日8:40～23:00)の間は学生が自由に利用できる。このほか、法科大学院棟においては全棟内で無線LANの使用が可能である。また、e-Learning 管理室には、e-Learning コンテンツの作成や e-Learning を使用した授業のサポートのために担当者が1名置かれている。

教員による教育研究のための情報関連設備としては、全専任教員にパソコンが1台ずつ配分され、また、講師控室にも、非常勤講師等の利用に供するためパソコン2台、プリンター1台、スキャナー1台を設置している。

また、大学図書館が設けているサイトを利用し、インターネットを通じて、外部データベースとの接続をはじめ様々な情報やサービスを得ることができ、大学図書館によるデータベース講習も定期的に行われている。

さらに全学的な支援体制に関しては、情報システム推進部を所管として学内ネットワークシステム(MIYAMO-NET)が導入されており、学生や教職員であれば誰でも専用回線を通してインターネットに接続することができるようになっている。このMIYAMO-NET で利用できるサービスとして、研究室で使用するパソコンのセキュリティ対策等の情報提供、メディア教育支援室による講習会・教材作成支援等も実施されている。

(添付資料6『2012年度版MNS利用の手引き』、『情報リテラシーテキスト』)

#### (身体障がい者等への配慮)

##### 6-5 身体障がい者等のために適切な施設・設備が整備されているか。

法科大学院棟は、バリアフリー設計により、出入口の車椅子用スロープ、車椅子対応のエレベータ、身体障がい者用トイレなどの設備を備えている。

#### (施設・設備の維持・充実)

##### 6-6 施設・設備を維持し、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備を充実するよう、適切に配慮されているか。

本研究科内に教育研究環境整備担当委員を置いており、学生・教員からの要望を随時聴取しつつ、本学全体の施設・設備を所管する管財部キャンパス整備推進課と連絡をとりながら、施設・設備の改善と充実に取り組んでいる。

専任教員に配分されたパソコンの更新については、予算の範囲内で、教員の希望に基づき随時行っている。また、e-Learning 関係の設備の追加・拡充については、学生・教員からの要望に応じて随時改善に取り組んでいるほか、さらに、本学全体のネットワークシステムを所管する情報システム推進部と連携しつつ、将来へ向けての抜本的な充実策を検討している。

#### (図書等の整備)

##### 6-7 図書館には法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために必要かつ十分な図書及び電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。

法科大学院専用図書室用の図書等の年度予算として、2012年度は、教育研究用図書費3,780,000円、司法試験関連図書費600,000円(設置年度は500,000円)、雑誌費2,300,000円(同2,000,000円)が計上されている。教育研究用図書については、分野ごとに予算を配分し、当該分野の担当教員が選書したうえで図書委員がそれらを取りまとめて購入しており、司法試験関連図書、雑誌については、図書委員が選書をして購入している。2012年3月31日現在、図書室の所蔵資料数は、図書11,370冊、定期刊行物228誌、視聴覚資料117点である(なお、図書室内には、閲覧席が10席、データベース検索用座席が10席[パソコン10台]設けられている)。

これに加えて、本研究科の学生・教員は、法学部資料室(図書数3,474冊、定期刊行物135種)、大学院法学研究科資料室(図書数10,545冊、定期刊行物94種)、法学研究所(図書数28,450冊、定期刊行物33種、視聴覚資料135点)の資料も自由に利用することができる。これ以外に、大学図書館には、上記計上分を除いて、図書1,023,833冊、定期刊行物11,935種、視聴覚資料17,595点、電子ジャーナル60,208種が所蔵されている。

### (開館時間)

**6-8 図書館の開館時間は法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために、十分に確保されているか。**

法務研究科図書室の開室時間は、月曜日から土曜日は 8:30～23:00、日曜・祝日は 8:30～21:30 となっており、大学図書館の休館日(大学の休業期間中の日曜・祝日、大学一斉休業日、入学式・卒業式当日)を除いて、基本的に学生の学習上及び教員の教育研究上の利用に支障がないよう開室時間は確保されている。

大学図書館の開館時間は、月曜日から土曜日は 8:50～21:30 となっており、日曜・祝日及び大学の休業期間中も、休館日を除いて 9:30～18:00 の間開館している。

### (国内外の法科大学院等との相互利用)

**6-9 国内外の法科大学院・研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行っているか。**

国内外の研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用は、大学図書館を通じて行っており、大学図書館内のレファレンスカウンターにおいて、他機関への文献複写依頼や現物貸借依頼を受け付けている(オンラインでの申込みもできる)。また、神奈川大学がその会員となっている、神奈川県内大学図書館相互協力制度や、横浜市内大学図書館コンソーシアム制度を通じて、他大学の図書館等を利用することも可能である。

なお、2008年12月創刊の本研究科紀要『神奈川ロージャーナル』を、毎号、他法科大学院等200カ所以上に送付しており、また、多くの他法科大学院や弁護士会からも、紀要等の寄贈を受けている。

### (特色ある取組み)

**6-10 法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するために、施設・設備の整備について特色ある取組みを行っているか。**

第1に、本研究科教員が独自に開発した e-Learning システムに基づき、e-Learning を使用した双方向的な授業のサポートやそれに必要な教材の提供を行うため、e-Learning 仕様の講義室、パソコン演習室、情報機器を設置した資料準備室、図書室内のデータベース検索用座席などを配備し、また e-Learning 管理室にはコンテンツ作成・授業サポートの担当者を配置するなど、e-Learning システムの活用のために充実した設備を整えている。

第2に、理論と実務を架橋する法教育を実践的に推進するため、法実務の疑似体験などを通じた臨場感ある教育指導を行う施設として、法廷教室(模擬法廷。裁判員裁判に対応できるよう改修済み)を設けているほか、リーガルクリニック室(相談室2室を含む)を配置している。

第3に、本研究科の修了者のうち、「法務研究科研修生」として登録した者に対して、自習室1室(42席)を確保し、さらにその便宜を図るため、1階ロビーに専用の鍵つきロッカー(54名分)も設置している。

### [点検・評価(長所と問題点)](「評価の視点」6-1から6-10)

**教育形態に即した施設・設備**に関しては、本研究科の規模及び教育形態に応じて、必要な講義室、演習室その他の施設・設備が、適切に整備されているといえる。また、本研究科の設置理念である「地域密着型法曹」養成のための実践的な研究・教育拠点として設置された「地方自治センター」と「国際人権センター」は、当初、法科大学院棟から離れた17号館内に置かれていたが、2009年7月、法科大学院棟への移転がなり、法科大学院の授業などとの有機的な連携の基礎が整った。

**自習スペース**に関しては、学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、利用時間も、十分に確保されているといえる。

**国内外の法科大学院等との図書等の相互利用**に関しては、大学図書館(法務研究科図書室は、大学図書館の分室の扱いである)を通じて行っている。

### [将来への取組み・まとめ](「評価の視点」6-1から6-10)

**教育形態に即した施設・設備**のうち、前回評価時には法科大学院棟外にあった「地方自治セ

ンター」と「国際人権センター」を法科大学院棟へ移転させることができたことはひとつの大きな前進であるが、本研究科の設置理念を十全に実現するためには、両センターの施設・設備の充実を図り、その事業の一層の発展を目指す必要がある。できるだけ早急にそのための具体的な取組みを行いたいと考えている。